

ご確認ください

愛媛県最低賃金額が改正されます

愛媛労働局

令和7年12月1日から

時間額 **1,033** 円

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

最低賃金額との比較にあたっては、①臨時に支払われる賃金、②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与・期末手当など）、③時間外労働・休日労働・深夜労働に対する手当、④精皆勤手当・通勤手当・家族手当は算入されません。

愛媛県最低賃金より高い特定（産業別）最低賃金が定められている業種の利用者は、高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、50万円以下の罰金に処せられることがあります。

最低賃金についてのご相談・お問い合わせは、愛媛労働局賃金室（☎089-935-5205）又は松山（☎089-917-5250）・新居浜（☎0897-37-0151）・今治（☎0898-32-4560）・八幡浜（☎0894-22-1750）・宇和島（☎0895-22-4655）の各労働基準監督署へどうぞ。

最低賃金引上げの支援策

「業務改善助成金」及び「キャリアアップ助成金」などの助成制度があります。詳しくは裏面をご覧ください。

使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。

ウェブで最低賃金がチェックできます。

最低賃金制度 検索

最低賃金に関する特設サイト
<https://saiteichingin.mhlw.go.jp/>

